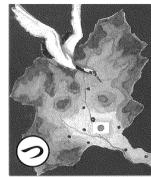




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和元年10月18日(金) 第9742号

■ 目 次

ページ

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課)	2
○同	3
○同	4
○同	5
○道路の区域変更 (道路管理課)	5
○道路の供用開始 (同)	6
○道路の区域変更 (同)	6

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課)	7
○都市計画道路の変更に係る縦覧 (都市計画課)	7
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧 (同)	7

入 札 公 告

○一般競争入札の実施 (東部児童相談所)	7
----------------------	---

■ 告示

◎群馬県告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

高崎市（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第167号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	渋川大胡線	前橋市富士見町米野字中田234番の1地先から同市同字同212番の1地先まで	前	13.7~25.5	147.9
			後	13.7~25.6	147.9

◎群馬県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	渋川大胡線	前橋市富士見町米野字中田234番の1地先から同市同字同212番の1地先まで	令和元年10月18日

◎群馬県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	水上片品線	利根郡みなかみ町栗沢字道下163番の30地先から同郡同町同字同200番の1地先まで	前	7.7~15.7	103.2
			後	8.0~23.1	103.2

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部民生活課において縦覧に供する。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

1 申請のあった年月日 令和元年10月7日

2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人SALON DE VIN WM

3 代表者の氏名 高橋愛美

4 主たる事務所の所在地 太田市内ヶ島町1322番地74

5 定款に記載された目的 この法人は、ワインとその文化を楽しむすべての人に対して、ワイン会によるワインに関する知識の普及と、社会貢献に対する啓発活動、それぞれの意見交換に関する事業を行い、ワイン消費者へのワインの知識向上支援を通じて、ワイン文化の普及と経済の活性化、子どもの教育支援などの社会貢献に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画道路 3・4・3号 北部環状線

2 都市計画の変更年月日 令和元年9月17日

3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年10月18日

群馬県知事 山本一太

1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画地区計画 中地区

2 都市計画の変更年月日 令和元年9月17日

3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年10月18日

群馬県東部児童相談所長 富田昌志

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県東部児童相談所一時保護所調理業務委託
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 履行場所 群馬県東部児童相談所（太田市新田木崎町369-5）※令和2年4月開設予定
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年11月22日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格申請を行い、同年12月6日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県東部児童相談所へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 過去5年以内に、児童相談所一時保護所、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校、病院において給食調理業務を1年以上誠実に履行した実績又はこれと同等のものがあること。
- (9) 過去3年間において、食中毒を起こしたことがないこと。
- (10) 日本国において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒373-0033 群馬県太田市西本町41-34 群馬県東部児童相談所 担当 青柳尚志 電話0276-31-3721
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページからのダウンロードによる。なお、群馬県ホームページからの取得が困難な場合等にあっては、事前連絡のうえ、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求める場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和元年12月6日（金）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和元年12月4日（水）午後5時まで（受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「一時保護所調理業務委託の入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年12月13日（金）午前10時 群馬県東部児童相談所会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月11日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県東部児童相談所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「一時保護所調理業務委託入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係る県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: Masashi Tomita, Director of the Gunma Tobu Child Guidance Office
- (2) Nature and quantity of the services to be procured: Prepared food service for temporary shelter of Gunma Tobu Child Guidance Office
- (3) Fulfillment period: From April 1, 2020 to March 31, 2023
- (4) Fulfillment place: Gunma Tobu Child Guidance Office
- (5) Procedure for obtaining tender documents: Download from the Gunma Prefecture home page. If

problems arise with the download, tender documents may be obtained at the location specified below in item (6) upon request in advance of bidding.

- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications : Wednesday, December 4, 2019 at 5:00 p.m.
- (7) Bidding deadline: Friday, December 13, 2019 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Wednesday, December 11, 2019 at 5:00 p.m.)
- (8) For further details, please contact: Takashi Aoyagi, Planning and Adjustment Group of Gunma Tobu Child Guidance Office. 41-34, Nishihon-cho, Ota-shi, Gunma-ken. 373-0033. Japan. TEL 0276-31-3721(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
